

生かそうよ あなたの権利と 大事な意見

4月10日(日)は千葉県議会議員選挙、4月24日(日)は成田市議会議員選挙の投票が行われます。
選挙はわたしたちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票しましょう。

投票時間は

午前7時から午後8時まで。

投票できる人

投票ができるのは、日本国民で次の要件を満たしている人です。

千葉県議会議員選挙

○平成3年4月11日までに生まれた人

○平成22年12月31日に成田市に住民記録がある人(転入の場合は、同日までに転入届け出の済んでいる人)で、投票日まで千葉県内の市区町村に住んでいる人(県内に転出した人は、転出先の市区町村長が発行する「引き続き県内に住んでいることの証明書」の提示が必要です。県外に転出した人は投票できません)

成田市議会議員選挙

○成年被後見人など、欠格事項に当てはまらない人
○平成3年4月25日までに生まれた人
○平成23年1月16日に成田市に住

民記録がある人(転入の場合は、同日までに転入届け出の済んでいる人)で、引き続き投票日当日まで市内に住んでいる人(市外へ転出した人は投票できません)

○成年被後見人など、欠格事項に当てはまらない人

投票日に用事のある人は 期日前投票を

千葉県議会議員選挙

4月2日(土)～9日(土)の毎日

成田市議会議員選挙

4月18日(月)～23日(土)の毎日

期日前投票時間 午前8時30分～午後8時

期日前投票できる人 投票日に仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない人

期日前投票所 市役所4階期日前投票所、保健福祉館下総分館(下総支所)1階期日前投票所

大栄支所1階期日前投票所

病院などに入院中の人は 不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票をすることができます。

また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

身体の不自由な人は 郵便投票ができます

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に当てはまる人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などによる不在者投票ができます。
郵便などによる不在者投票ができます

身体障害者手帳を持っている人
○両下肢、体幹、移動機能の障が

いが1級または2級の人

○心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいが1級または3級の人

○免疫・肝臓の障がいが1級～3級の人

○両下肢などの障がいが右記の程度に当てはまることを知事が証明した人

戦傷病者手帳を持っている人

○両下肢、体幹の障がいが特別項症から第2項症までの人

○心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいが特別項症から第3項症までの人

○両下肢などの障がいが右記の程度に該当することを知事が証明した人

介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人

申請の手続き

①申請書(申請者本人の署名が必要)に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保

立候補者数が定数を超えない場合

千葉県議会議員選挙の成田市選挙区は議員定数が2人です。告示日の4月1日(金)午後5時をもって、定数を超える立候補者がいない場合は、無投票となります。

無投票の場合

- ①市選挙管理委員会事務局ホームページなどでお知らせします
- ②「入場整理券」は、郵送しません
- ③「選挙公報」の新聞折り込みは行いません

除者証を添えて市選挙管理委員会へ申請(申請手続きは代理の人で可)

②後日、「郵便等投票証明書」が郵送などで自宅に送付されます
※くわしくは市選挙管理委員会事務局(☎22-11111 内線3152)へ。